

港区国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

平成31年2月15日に開催された特別区長会で、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等の改正が了承されたこと及び国民健康保険法施行令(以下「政令」という。)が一部改正されたこと等を踏まえ、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

- (1) 保険料率等の改定
- (2) 被保険者均等割額の減額措置の拡充
- (3) 保険料の賦課限度額の変更
- (4) その他規定の整備

2 改正の内容

条文	条文の見出し	改正内容
第12条 第2項	結核・精神医療 給付金	「障害者総合支援法施行令」において、条項が削除されたことに伴い、規定を整備します。
第12条 第4項	結核・精神医療 給付金	「障害者総合支援法施行令」において、条項が削除されたことに伴い、規定を整備します。
第15条 の4	一般被保険者 に係る基礎賦 課額の保険料 率	一般被保険者に係る基礎分(医療分)の保険料率を次のとおり改正します。 所得割(旧ただし書所得に対して乗じる料率) 「100分の7.32」→「100分の7.25」 所得割の賦課割合 「100分の66」→(変更なし) 均等割(世帯員に均等に賦課する金額) 「39,000円」→「39,900円」 均等割の賦課割合 「100分の34」→(変更なし)
第15条 の8	基礎賦課限度 額	基礎分(医療分)の基礎賦課限度額を次のとおり改正します。 「58万円」→「61万円」

第 15 条 の 12	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	<p>一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料率を次のとおり改正します。</p> <p>所得割 「100 分の 2.22」 → 「100 分の 2.24」 所得割の賦課割合 「100 分の 66」 → (変更なし)</p> <p>均等割 「12,000 円」 → 「12,300 円」 均等割の賦課割合 「100 分の 34」 → (変更なし)</p>
第 16 条 の 4	介護納付金賦課額の保険料率	<p>介護納付金分 (以下「介護分」という) の保険料率を次のとおり改正します。</p> <p>所得割 「100 分の 1.18」 → 「100 分の 1.24」 所得割の賦課割合 「100 分の 54」 → 「100 分の 55」</p> <p>均等割 「15,600 円」 → (変更なし) 均等割の賦課割合 「100 分の 46」 → 「100 分の 45」</p>
第 19 条 の 2	保険料の減額	<p>基礎分 (医療分) の基礎賦課限度額を変更します。 「58 万円」 → 「61 万円」</p> <p>保険料均等割額の 7 割軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>基礎分 (医療分) 「27,300 円」 → 「27,930 円」 後期高齢者支援金分 「8,400 円」 → 「8,610 円」 介護分 「10,920 円」 → (変更なし)</p> <p>5 割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。 「33 万円 + 被保険者数 × 27.5 万円」 以下 → 「33 万円 + 被保険者数 × 28 万円」 以下</p> <p>保険料均等割額の 5 割軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>基礎分 (医療分) 「19,500 円」 → 「19,950 円」 後期高齢者支援金分 「6,000 円」 → 「6,150 円」 介護分 「7,800 円」 → (変更なし)</p>

		<p>2割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。</p> <p>「33万円＋被保険者数×50万円」以下 →「33万円＋被保険者数×51万円」以下</p> <p>保険料均等割額の2割軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>基礎分（医療分） 「7,800円」→「7,980円」 後期高齢者支援金分 「2,400円」→「2,460円」 介護分 「3,120円」→（変更なし）</p>
付則	施行期日	1 この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項及び第4条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
	経過措置	2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。